

保護者様

新宮市教育委員会

### 新型コロナと診断された場合の対応について

新宮市立小中学校及び新宮市立幼稚園に通うお子様が新型コロナと診断された場合の対応は、次のとおりとなっていますので、ご協力をお願いします。

- ・お子様が、医師により新型コロナと診断された場合、学校保健安全法にもとづいて出席停止となりますので、学校（園）にご連絡ください。  
出席停止期間については、次ページをご覧ください。
- ・出席停止期間が終わり登校登園を再開するときは、登校登園連絡票に保護者様が記入し、学校（園）に提出してください。全身状態が良ければ、医師の診断による登校登園許可書は必要ありません。
- ・登校登園を再開するまで経過を観察し、登校登園連絡票の裏面の新型コロナ療養経過記録に記入してください。
- ・新型コロナの出席停止期間が終わっても、咳や咽頭痛などの症状が強い場合は、登校登園を控え1日様子をみてください。症状が改善しない場合は、医療機関を受診してください。医療機関を受診し、登校登園を許可された場合は、医師により登校登園連絡票の＜医師記載欄＞へ記載・押印していただく必要があります。
- ・新型コロナ罹患が、冬休みや春休み、夏休み、臨時休校（園）中であっても、登校登園を再開する際は、登校登園連絡票を提出してください。

※登校登園連絡票は、学校（園）から配布されたものをご使用ください。配付されたいものがない場合は、学校（園）へとりに行くか市ホームページからダウンロードしてください。

# 新型コロナ出席停止期間

発症した後5日を経過し、  
かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※発症した日を0日目とし、翌日からの5日間は休んでください。(最短で登校登園できるのは、6日目になります。)

※無症状の場合は、検査で陽性になった日を発症日とします。

※無症状陽性者が経過中に症状が出た場合は、症状が出た日を発症日とします。

※症状の軽快は、

(1) 熱が下がり、解熱剤を使用せず24時間経過していること

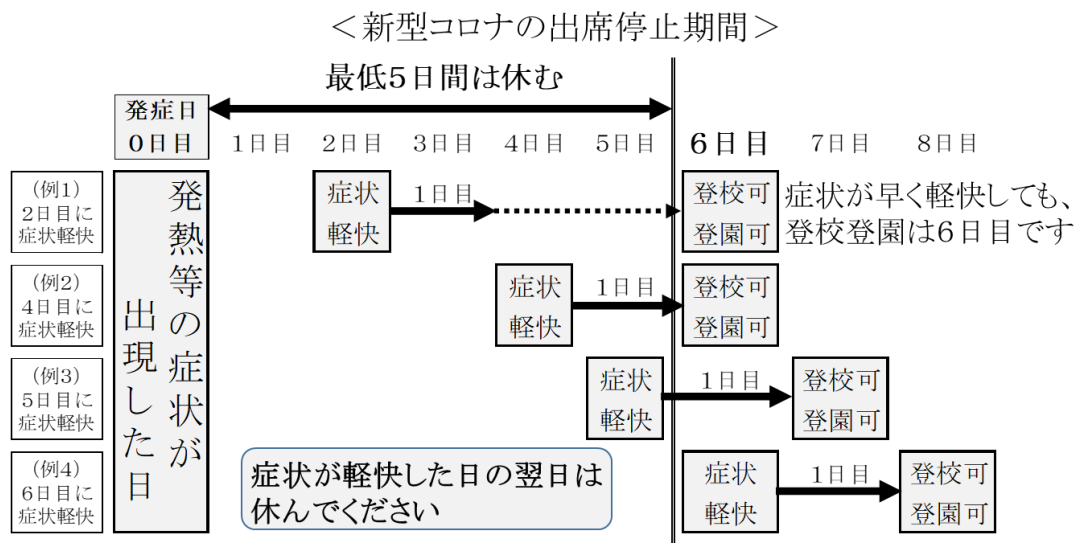
\*解熱日と症状軽快日は異なります

(2) 咳や咽頭痛などの症状が軽快していること

※症状が軽快した日の翌日は休んでください。

※咳や咽頭痛などの症状が強い場合は、登校登園を控え1日様子を見てください。症状が改善しない場合は、医療機関を受診してください。

※登校登園できるか判断に迷うときは、医療機関を受診してください。



※ 無症状の場合は、検査で陽性になった日を発症日とする

※ 無症状陽性者が経過中に症状出現した場合、症状出現日を発症日とする

症状の軽快とは

- (1) 熱が下がって、解熱剤を使用せず24時間経過していること
- (2) 咳や咽頭痛などの症状が軽快していること

解熱した日は、  
症状が軽快した日  
ではありません

※登校登園可能かどうかの判断に迷われる場合は、医療機関を受診してください。

※出席停止期間が終了後も、感染力が残っている場合があります。

発症10日目までは健康観察をおこない、登校登園の際はマスクの着用などの感染対策をお願いします。宿泊を伴う修学旅行や部活の遠征などは、三密の状態になりやすく、注意が必要です。